

28文科総第31号
平成28年4月21日

熊本県教育委員会
熊本市教育委員会
熊本県知事
熊本市長
熊本県内の国公私立大学 殿
熊本県内の高等専門学校
熊本県内の小中高等学校を設置する学校
設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた地方公共団体の長

文部科学事務次官
土屋 定之

「平成28年（2016年）熊本地震」地域住民の避難場所としての
学校施設等の安全性の管理・確保等について（依頼）

平成28年4月16日の事務連絡により要請させていただいたところ、貴機関及び貴所管又は所轄の学校・機関等においては、所有施設等を地域住民の避難の場として提供するなど最大限の配慮をいただいていることに感謝申し上げます。

現在、大雨による避難勧告・避難指示等が出ているところではありますが、学校・機関等の施設管理者又は所轄庁として、関係施設に避難されている住民の安全・安心のためにも、引き続き施設の安全性の管理・確保に最大限努力をお願い申し上げます。

こうした天候の変化や余震に加え、避難場所の移動・明渡しが求められるのではないかと等の情報により、避難住民の不安が高まっているとの情報も入っています。このため、こうした不安を与えないよう、学校内の校庭や校舎等の一部に避難者を受け入れている場合には、生命の安全の確保又は防災上の要請により特に緊急の移動が必要となる場合を除き、その移動先、移動時期、移動手段等が決定されてから円滑に移っていただくことが必要だと考えられます。このような観点から、そうした条件が整うまで、現在の場所での避難が維持できるよう最大限のご対応をお願いいたします。また同時に、施設管

理者と防災・広報担当とが十分連携をとりながら、避難住民等に対し、引き続き適切な情報提供に努めていただくようお願いいたします。

なお、今後、それぞれの地域における学校施設や避難場所の状況など条件が整った場合には、学校運営に極力支障が生じないように、関係市町村においては、他の避難場所等への円滑な移動について適切な配慮をお願いいたします。

このことについて、熊本県知事におかれては域内の市町村及び所轄の私立学校に対して、県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会に対して、国立大学法人学長におかれては附属学校に対して周知するようお願いいたします。

【本件連絡先（とりまとめ）】

文部科学省

熊本地震被災者生活支援対策チーム

（電話）03-6734-2156

（FAX）03-6734-3590